

現場技術者配置要件の合理化について

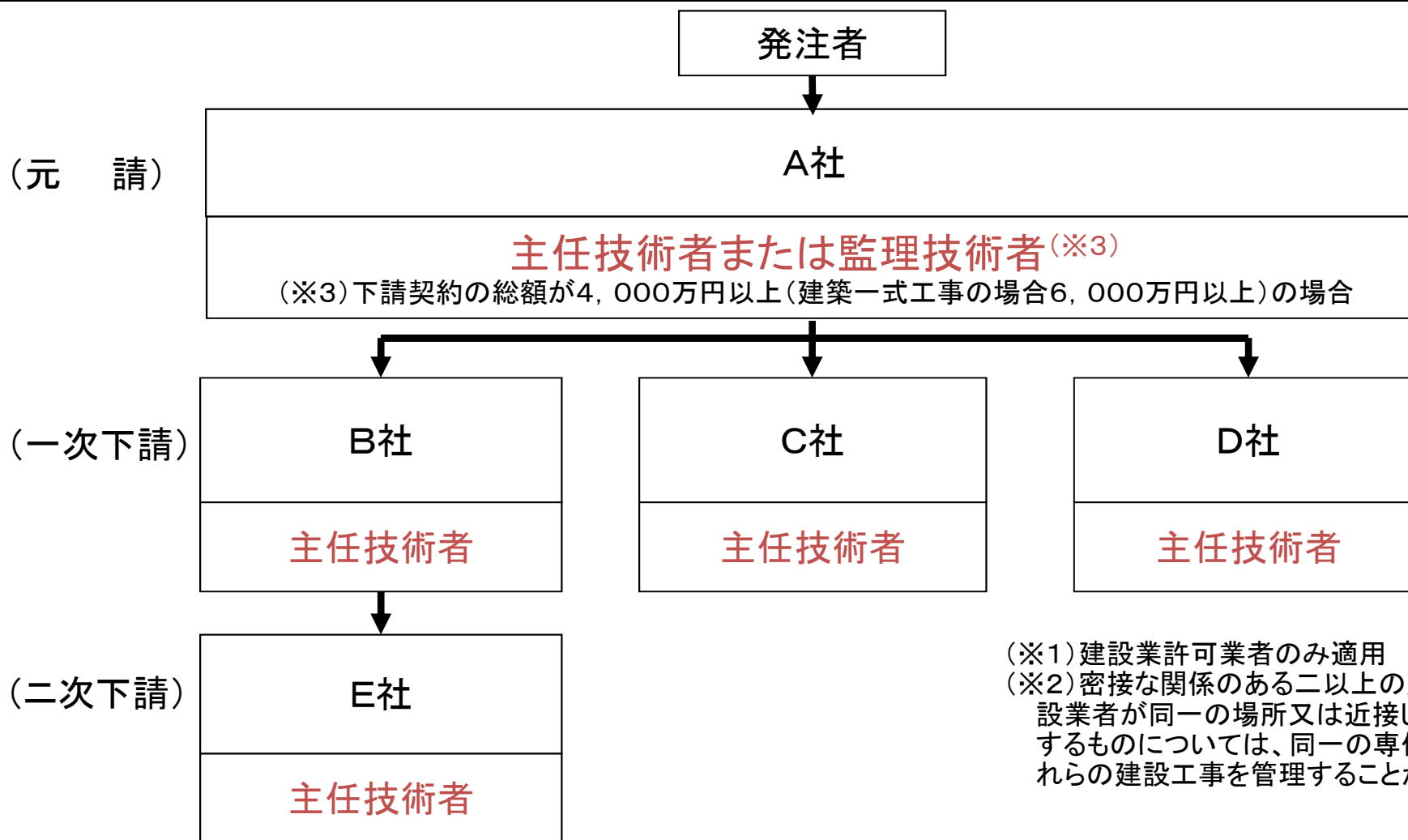
合理化の検討対象とする現場技術者配置要件

○建設業者は、建設工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者等を設置。

① 全ての建設企業に主任技術者等を配置することが必要^(※1)

② 請負代金の額が3,500万円以上(建築一式工事の場合7,000万円以上)の場合、専任^(※2)とすることが必要

○主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行う。



(※1) 建設業許可業者のみ適用

(※2) 密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

現場技術者配置要件の合理化の検討に向けた背景

①技術者不足の懸念

- ・現状では不足感は少ないものの、高齢化が急速に進んでおり、将来的には技術者不足の懸念

②生産性向上、働き方改革の必要性

- ・配置要件を合理化することによって、他の現場を含めた業務分担・勤務時間の均衡が図られる可能性

③建設生産システム(施工体制)の変化

- ・プレキャスト化、工場製品化が進展
最近では、工法のシステム化が進展
今後はi-Conの進展により、現場の施工のあり方や技術者の役割が大きく変化する可能性
- ・外注化が進み、労務を雇用せずに下請に委ねる企業が増大

④長年続く基本的枠組み

- ・建設生産システムは大きく変化しているにもかかわらず、技術者制度の基本的枠組みは約70年前のまま
- ・建設業法、労働法制、請負契約等の法制度を踏まえた現場の体制
- ・元請と下請、下請と下請の契約関係を、請負契約として律することが適当かどうか

⑤重層下請構造改善の必要性

- ・高次の下請企業になるほど、処遇の低下等の問題が生じやすい

⑥技術者資格確認制度の対象拡大に向けた環境整備

- ・監理技術者のみを対象としている確認制度について、対象を主任技術者にも広げる方向
- ・現在の全ての主任技術者に導入することは混乱を招く可能性があり、真に必要な主任技術者に限定すべき

建設業法における技術者制度 ～現場技術者の配置要件

- ・施工体制に入る全企業への主任技術者等の配置
- ・監理技術者等の専任配置

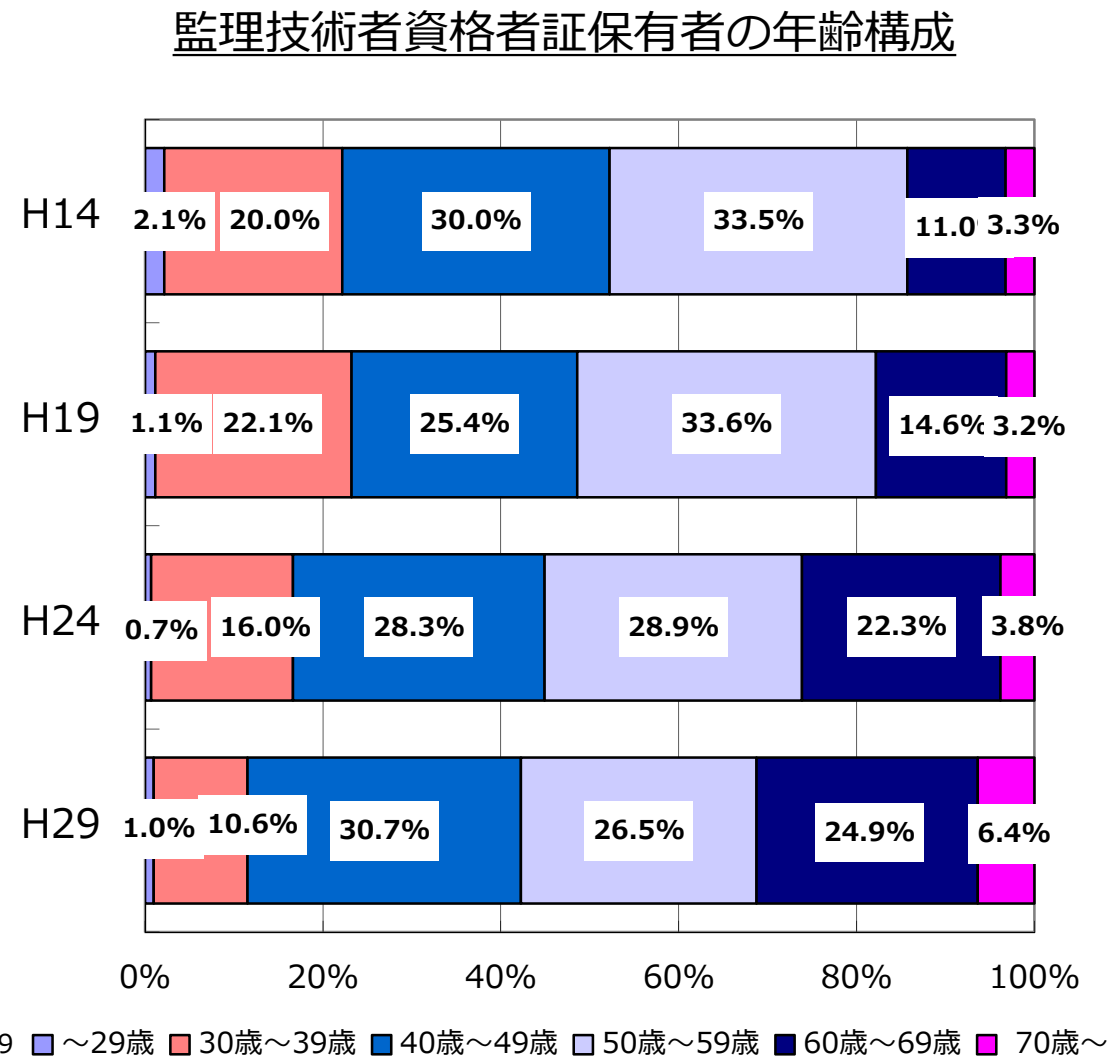
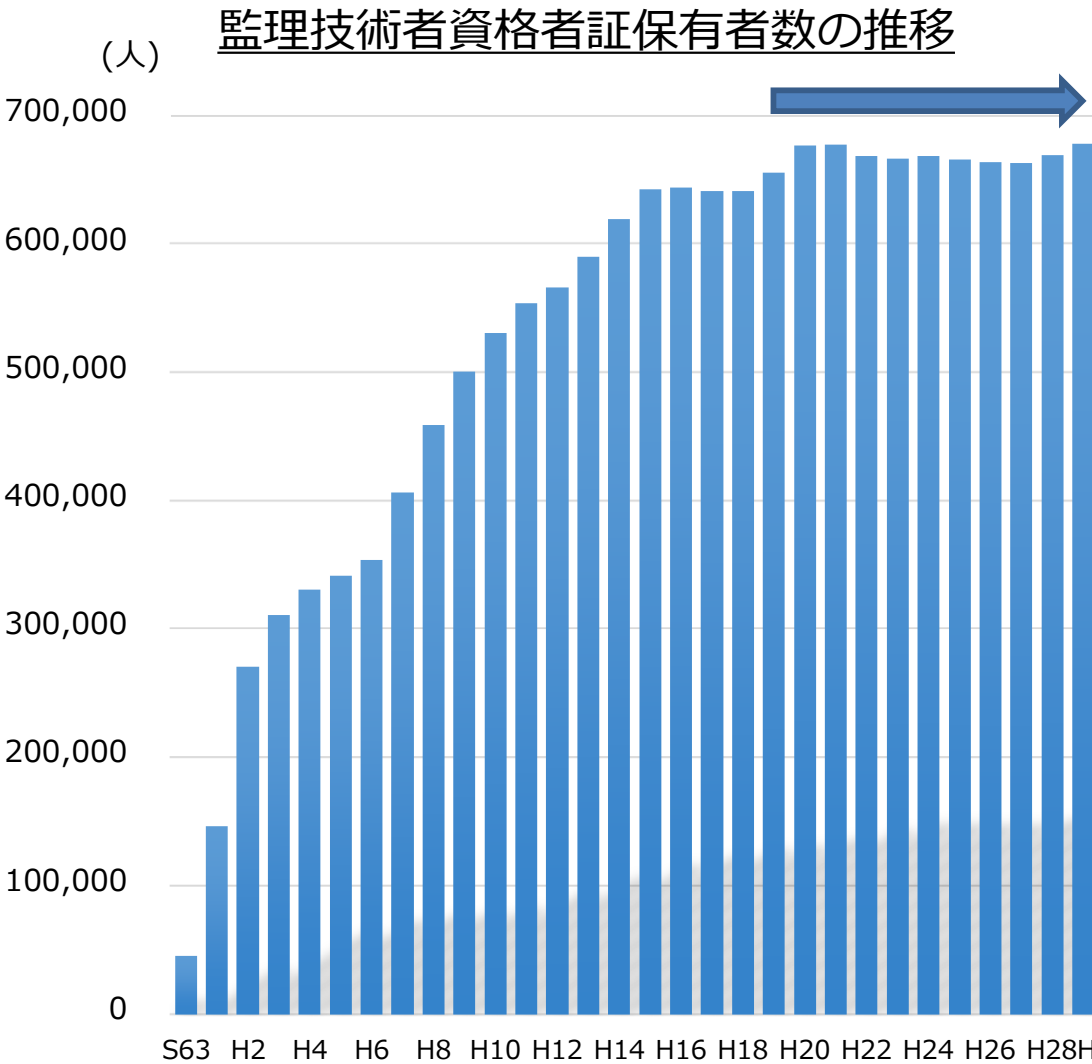
これらの課題を解決するための方策の一つとして、
現場技術者の配置要件の合理化
を検討

「適正な施工確保のための技術者制度検討会とりまとめ」(平成29年6月)

背景①技術者不足

監理技術者資格者証保有者数の推移について(1)

○ 監理技術者資格者証保有者について、資格者証の保有者数は近年約66～67万人で推移している一方で、保有者の高齢化が進展している。

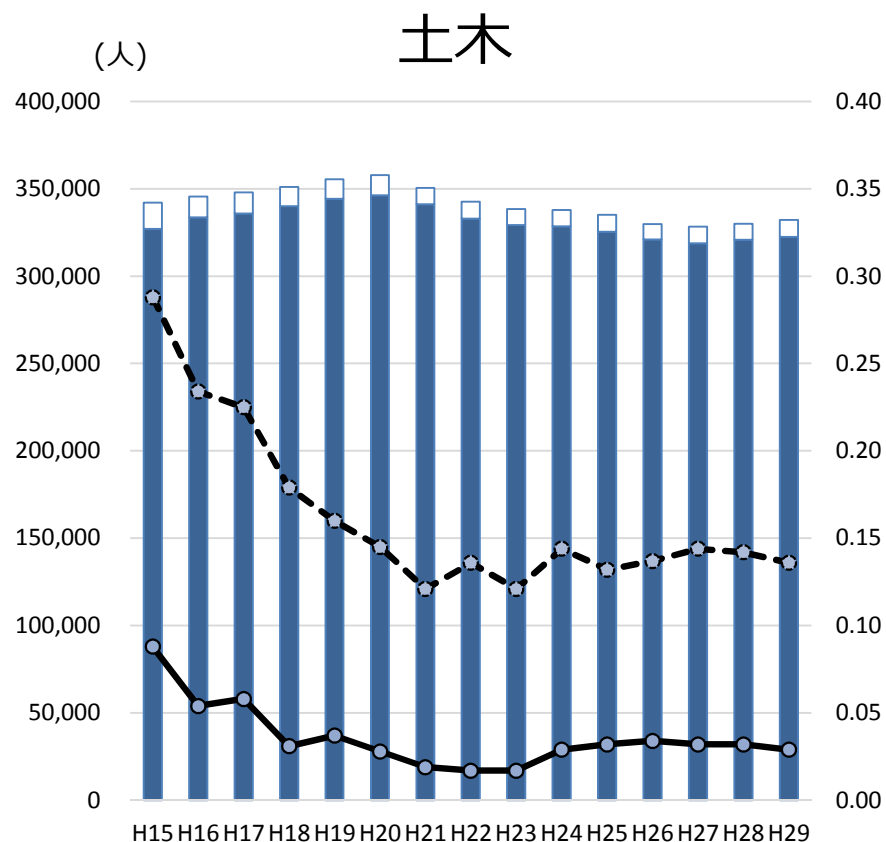


※ 全職種合計 (業種間の重複無し、各年度末時点での数値)

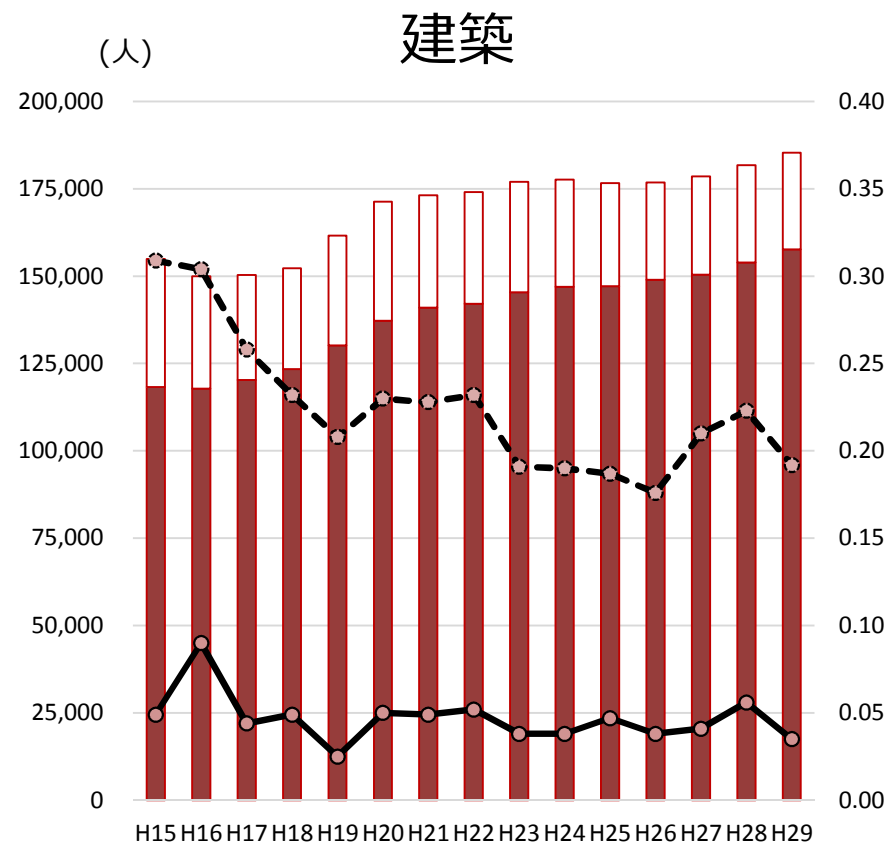
背景①技術者不足

監理技術者資格者証保有者数の推移について(2)

- 業種によって監理技術者資格者証保有者数の増減には違いがみられる
- 建築の監理技術者資格者証保有者数は増加傾向にある一方、土木の監理技術者資格者証保有者数については平成20年度以降は減少傾向にあった
- この違いは1級技術検定合格者数が大きく影響していると考えられ、近年、1級土木施工管理技士の合格者数が増加し、監理技術者資格者証保有者数も増加傾向に転じつつある



□ 監理技術者資格者証保有者数 (一土施以外)
■ 監理技術者資格者証保有者数 (一土施)
-●- (一土施受検者数) / (監理技術者資格者証保有者数 (一土施))
-○- (一土施合格者数) / (監理技術者資格者証保有者数 (一土施))



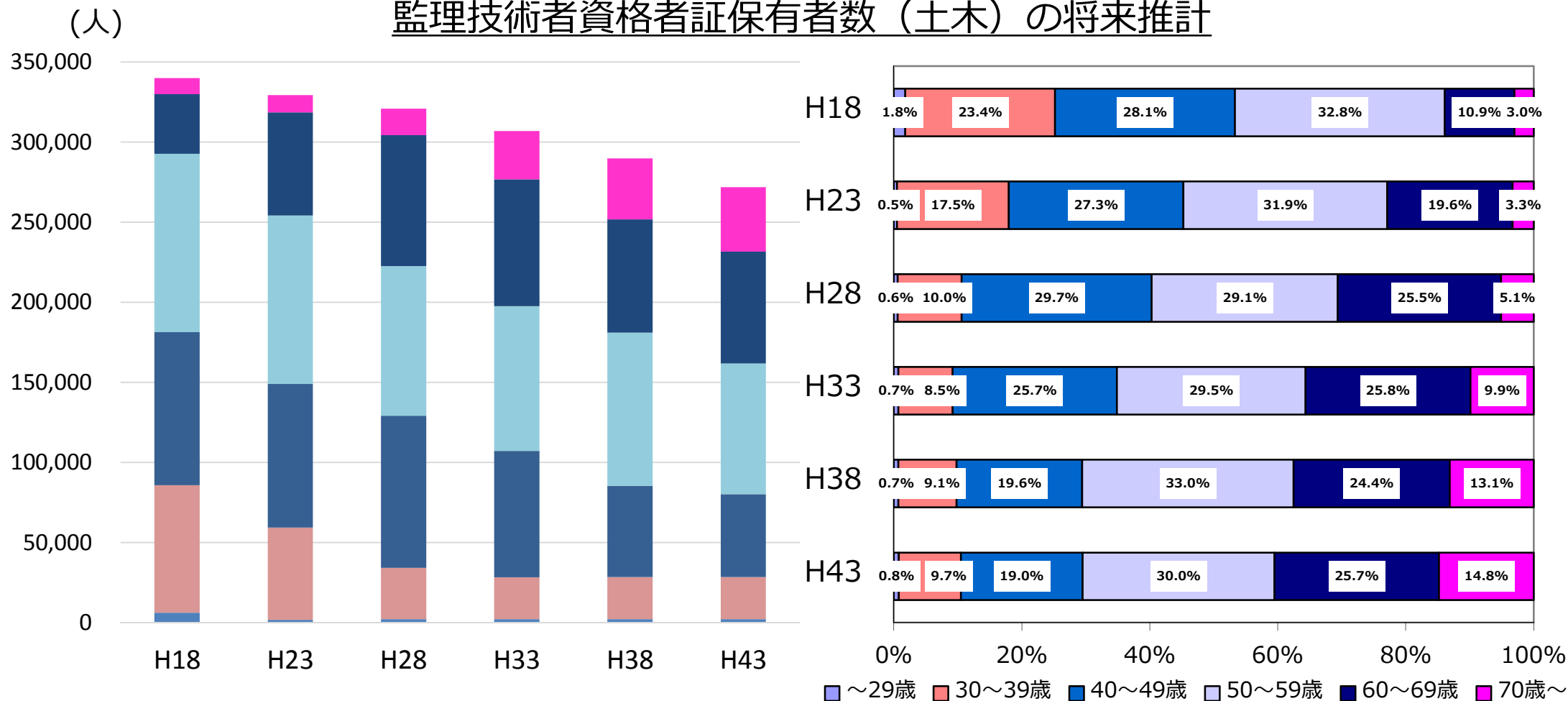
□ 監理技術者資格者証保有者数 (一建施以外)
■ 監理技術者資格者証保有者数 (一建施)
-●- (一建施受検者数) / (監理技術者資格者証保有者数 (一建施))
-○- (一建施合格者数) / (監理技術者資格者証保有者数 (一建施))

背景①技術者不足

監理技術者資格者証保有者数の推移について(3)

○ 将来の監理技術者資格者証保有者数（土木）をコーホート法※を用いて推計した結果、技術検定の合格者数等について近年と同水準で推移した場合には、今後、監理技術者資格者証保有者数は減少し、高齢化がさらに進行すると予測される。

監理技術者資格者証保有者数（土木）の将来推計



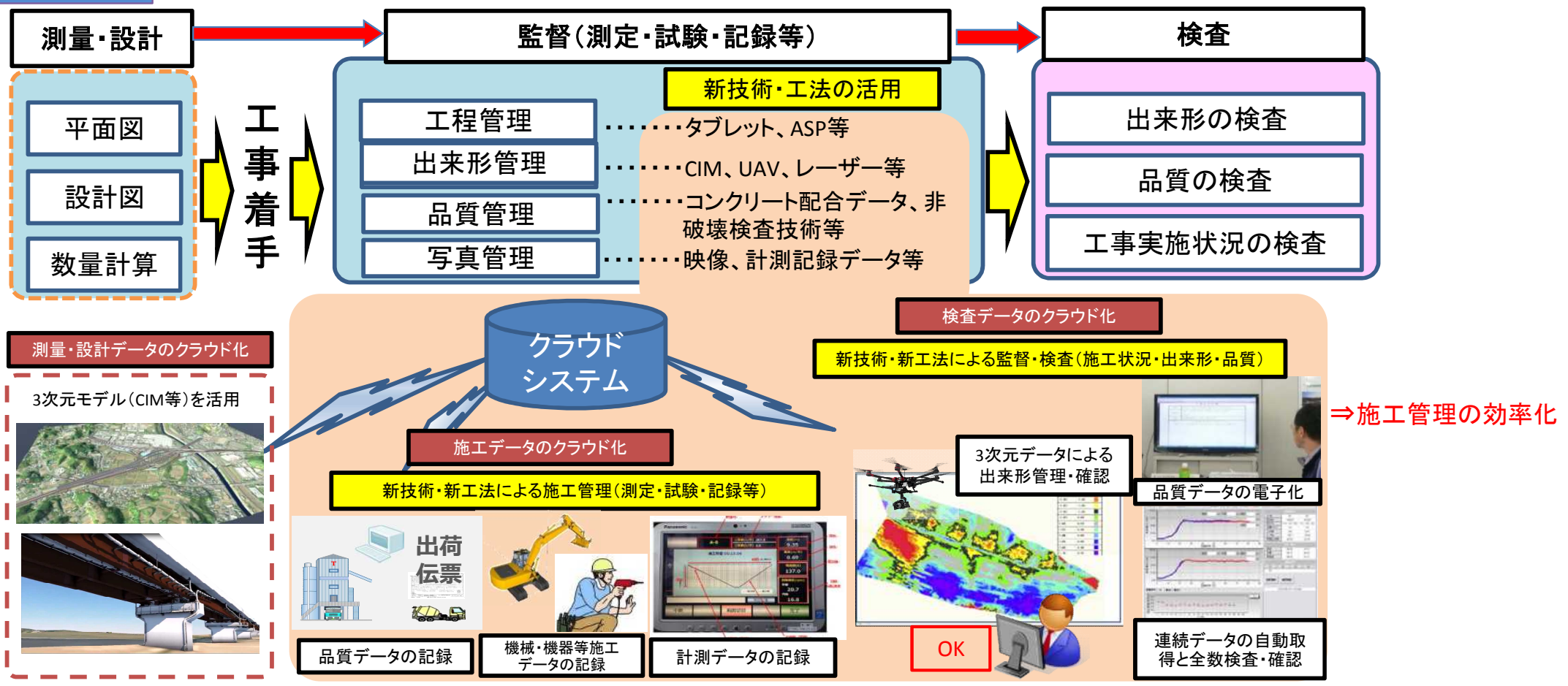
※ ある年度の保有者数から5年後における資格者証保有者数を、5年間の更新者数（資格者証の有効期間は5年）及び新規交付者数、期限切れ再交付者数より、年齢層別に推計

※ 1級土木施工管理技術検定の合格者数が最近5年間の平均水準で推移すると仮定

背景③建設生産システム(施工体制)の変化 新技術活用による施工管理の効率化

- 測量・設計から施工・監督・検査まで一元化された3次元データ等をクラウド化し、工程・出来形・品質・写真等の施工管理が一元的に管理可能なシステムの技術開発が進められているところ。
- こういった新技術・工法の活用により、管理項目が電子化、データ化され、集中的な管理が可能となり、信頼性の向上を図りつつ、品質管理(現場立会い等)の効率化が期待できる。

概要

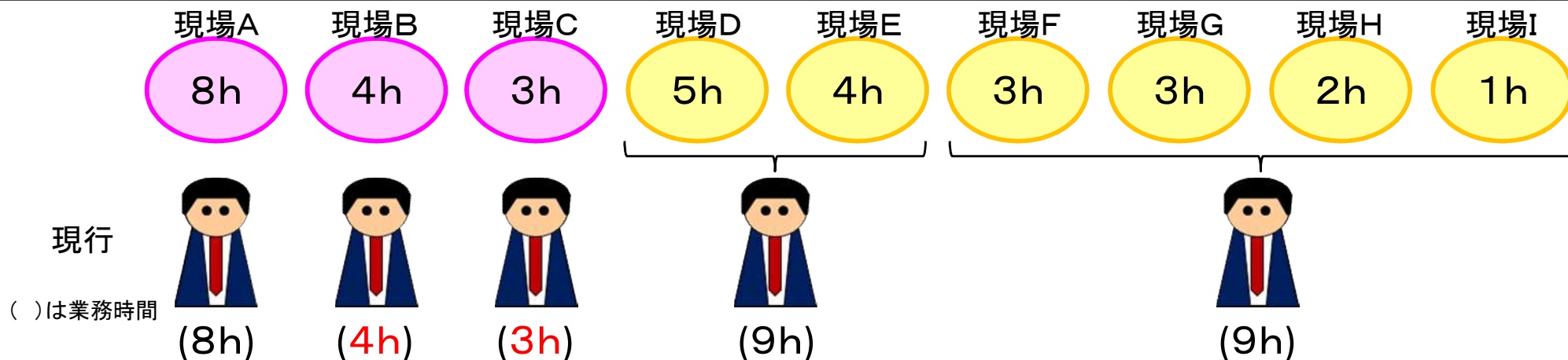


「今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ」(平成30年4月、発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会)参考資料2より作成

背景②生産性向上、働き方改革の必要性

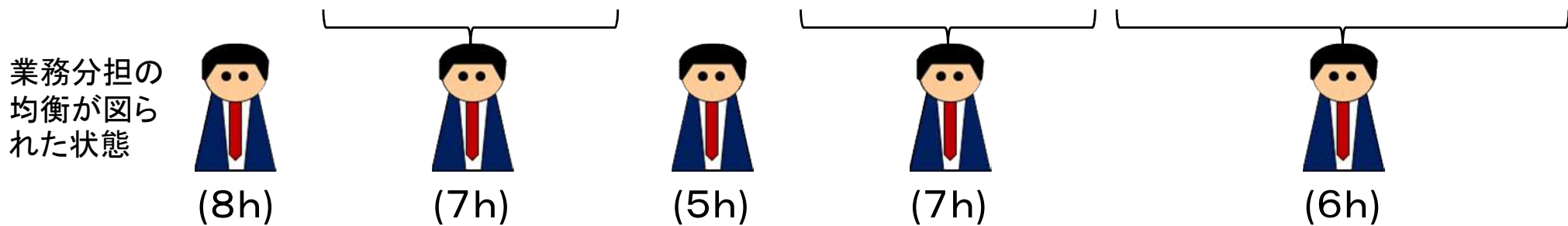
配置要件の合理化により業務分担等の均衡が図られる例（イメージ）

○ 監理技術者等の専任配置が必要とされている一方で、技術管理上、複数の現場を同時に担当することが可能な現場がある場合、配置要件を合理化することによって、他の現場を含めた業務分担・勤務時間の均衡が図られる可能性がある。



技術管理上、複数の現場を同時に担当することが可能な現場がある場合

配置要件の合理化によって業務分担・勤務時間の均衡が図られる可能性がある



: 監理技術者等の専任配置が義務とされている工事（公共性のある又は多数の者が利用するもので、3,500万円以上、建築一式は7,000万円以上）
 : 監理技術者等の専任配置は義務とされていない工事

枠内の数値は、監理技術者等がその職務を果たすのに必要な時間（日平均）

- 確認制度の対象拡大に向けた環境整備の観点からも、技術者配置要件の合理化が必要。

適正な施工確保のための技術者制度検討会とりまとめ(H29.6)における関連記述

(背景)

- ・一部の監理技術者を除き、一定年数の実務経験を積んでいる者もこれらの役割を担うことができるが、経験内容等が適正なものであることを現場毎に発注者等に対して証明することが求められており、発注者等による差異も見られることから技術者にとって負荷が大きい
- ・主任技術者の資格要件としては、国家資格のみならず、民間資格など120以上にも及ぶため、確認を現場毎に行うのは煩雑

(効果)

- ・統一の機関が統一の視点で実務経験の内容等を確認することが、適正な技術者の配置という観点から見ても効果的
- ・民間資格も含めて統一の機関が主任技術者の資格要件を満たしている者であることの確認を行うことで、証明、確認作業は大幅に簡素化することが可能



既に監理技術者資格者証の交付を通じて、専任の監理技術者に対して導入されている**確認制度**について、**その対象を主任技術者に拡大することが効果的**



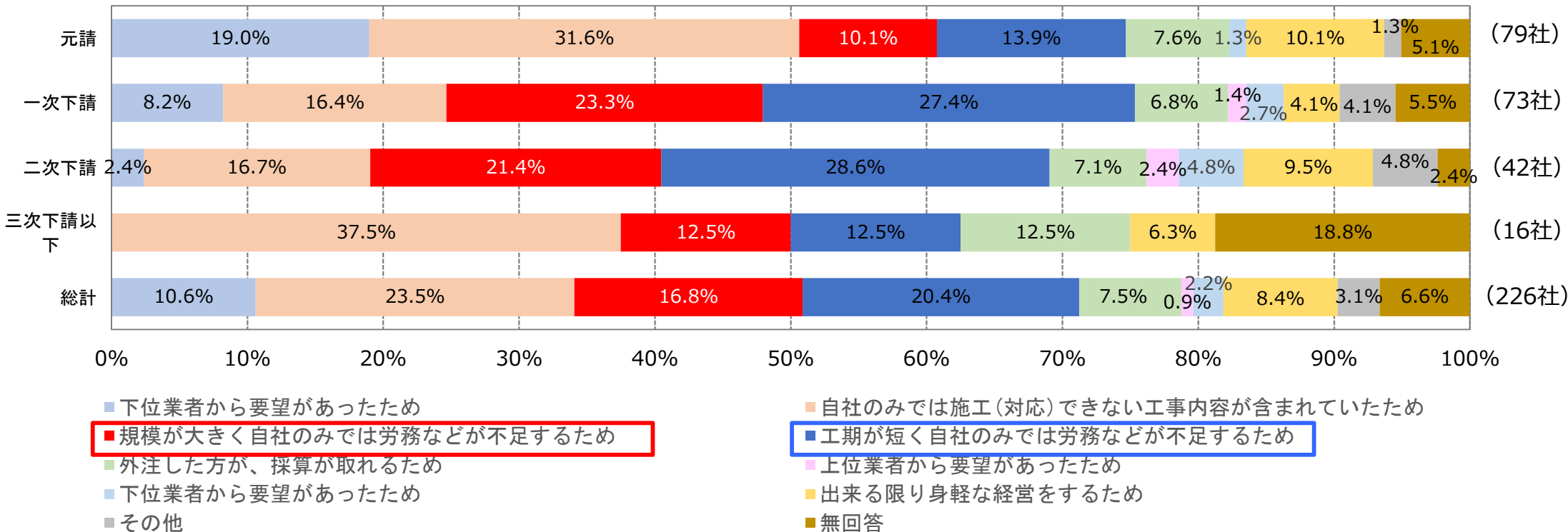
確認制度の拡大対象範囲について、現行の技術者制度を前提にそのまま全ての主任技術者にまで対象を広げることは、あまりにも技術者への負荷が大きく混乱を来しかねない

背景⑤重層下請構造改善の必要性

請負階層別 再下請の理由～全建総連調査結果より

(※)建設産業の重層下請構造に関する調査・研究報告書(平成20年9月)
 (全国建設労働組合総連合・特定非営利活動法人建設政策研究所)

- 1次下請、2次下請においては、労務が不足することを理由とした再下請が多い
- 元請、3次下請以下では、自社のみで施工できない工事内容が含まれていることを理由とした再下請が多い



技術者配置要件の合理化の検討に当たっては、まずは、労務を賄うことを目的に生じている下請の重層化に着目

【共通】

- 適正な施工の確保を図るためには、現場における技術者の役割が極めて重要であることに変わりはないが、建設生産システムが大きく変化する中、生産性の向上や働き方改革を図る観点からも、今後技術者不足が懸念される今、技術者配置に関する制度について、適正施工を損なわずにその合理化を図ることが可能な部分があるのではないか。
- ただし、合理化を図る際にも、不良不適格者が容易に参入することの無いよう、慎重かつ限定的に実施していくべきではないか。

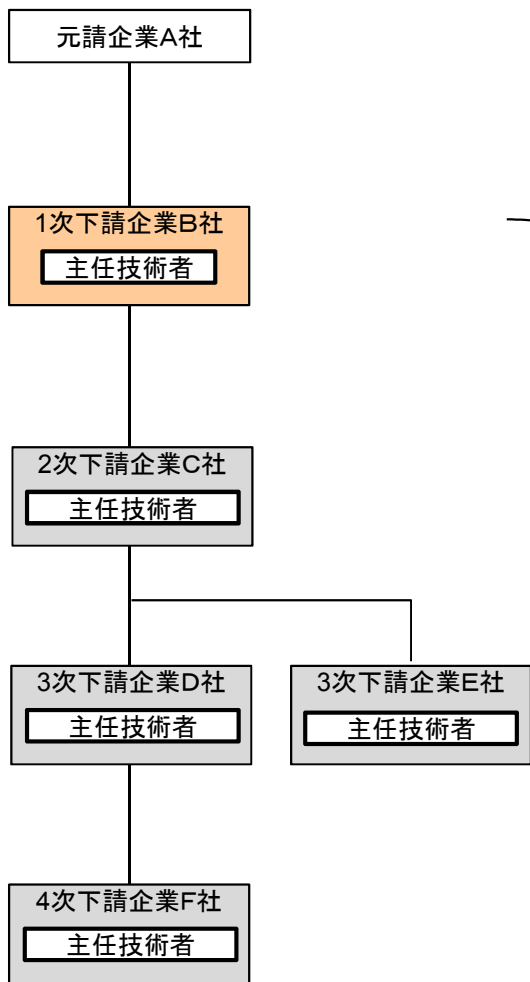
【下請企業の技術者配置要件の合理化について】

- 下請の重層化の中には技能者の不足分を賄うために行われているものがあるが、そうした場合も全ての建設業者は技術者の配置が必要。このうち一定の限られた工種の中で行われているものについては、施工の管理が限られた範囲にとどまるため、上位下請企業の主任技術者が行う施工管理の下で下位下請企業も含め適切に作業を進めていくことで適正な施工は確保できる場合があるのではないか。

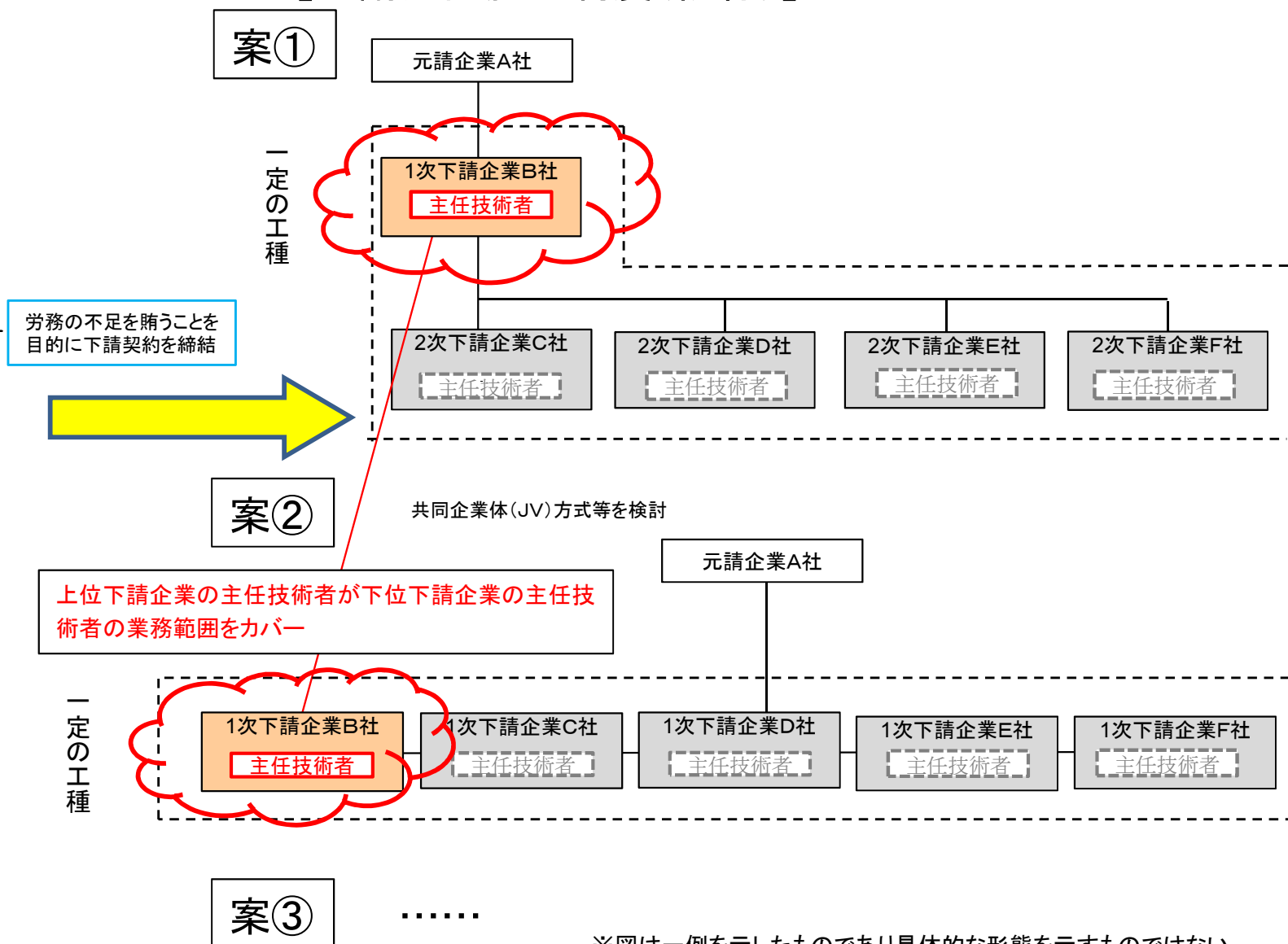
⇒ こうした場合には下請企業の主任技術者の配置を不要とすることが可能ではないか。

○ 上位下請企業の主任技術者が下位下請企業の主任技術者の業務範囲をカバーすることで下位下請企業の主任技術者の配置を不要とできる「下請共同施工制度(仮称)」を検討

【現状】



【下請共同施工制度(仮称)】



※図は一例を示したものであり具体的な形態を示すものではない

制度設計に当たってのポイント(案)

- 下請共同施工制度(仮称)の今回の制度は、一定の条件を満たす場合に選択肢として用意するものとし、この制度の利用を強制するものではないものとする。
(後に示す、「監理技術者補佐(仮称)」も同様)
- 下位下請企業の主任技術者が配置されない中でも適切な施工が確保されることを確実にするための方策を設ける。
(例えば、配置される上位下請企業の主任技術者は専任とする)
- 制度への参加企業について、許可業者に限るなど一定の要件を設けるとともに、工事の途中段階での追加が可能なものとする。
- 主任技術者による施工管理の範囲が不明確となることを防ぐとともに、重層下請構造を改善するため、本制度を適用した場合には更なる下請契約の締結は禁止する。

制度設計に当たって留意すべき事項 ～適正な請負契約

○ 請負により行われる事業に該当する(労働者派遣事業には該当しない)と判断されるためには、

① 当該労働者の労働力を当該事業主が自ら直接利用すること

(=当該労働者の作業の遂行について、当該事業主が直接指揮監督の全てを行うこと)

② 当該業務を自己の業務として相手方から独立して処理すること

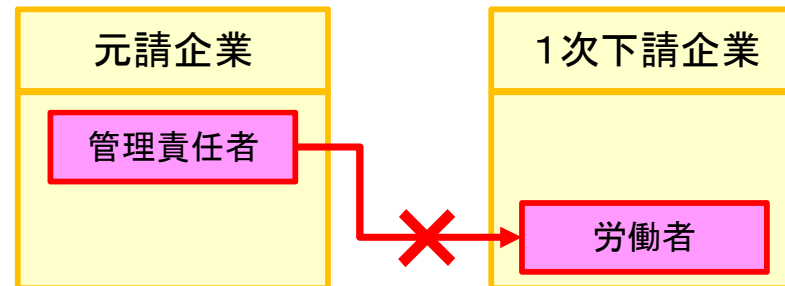
(=当該業務が当該事業主の業務として、その有する能力に基づき自己の責任の下に処理されること)

がともに必要とされている。(労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年労働省告示第37号))

○ 以下の行為は、適正な請負契約とは言えない、と考えられる。

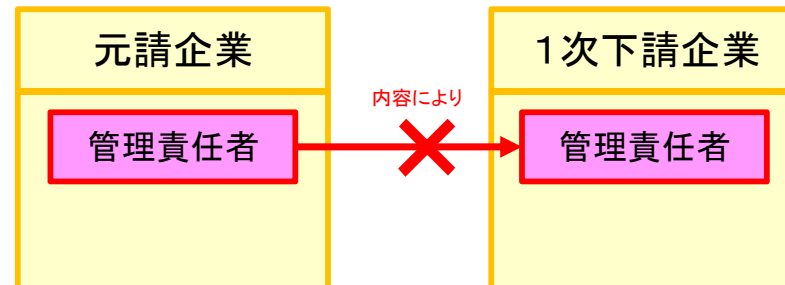
ただし、建設工事に関しては、「技術上の指導」と「安全衛生上緊急に対処が必要な指示」について、全ての労働者に対して監理技術者等が直接行うことができる。(前者は建設業法、後者は労働安全衛生法)

① 契約相手の労働者に対する直接指示



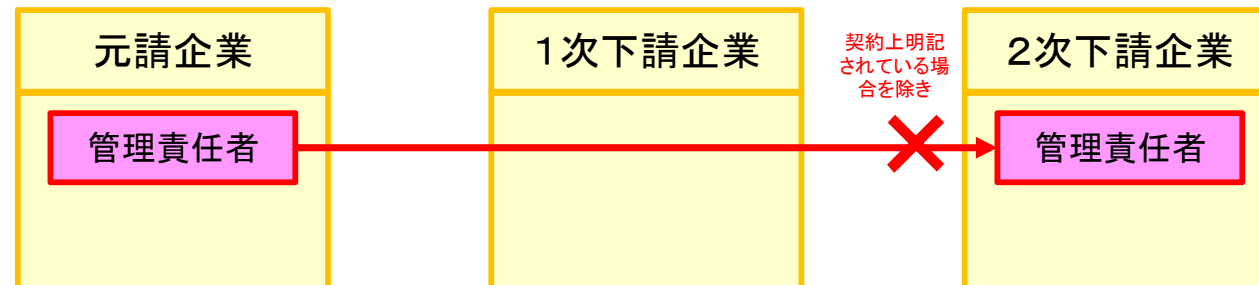
② 契約相手に対する具体的な作業手順等に関する注文

(作業の順序、労働者の配置、割付、作業時間の決定、等)



※ 直接契約関係に無い相手に対する注文

(直接注文を行うことが、それぞれの契約上明記されている場合を除く)



【元請企業の技術者配置要件の合理化について】

○ i-Constructionの進展や工法のシステム化等が急速に進んでいる中、複数の現場を同時に担当することが以前よりも容易になり、監理技術者等が専任で行うべき施工管理等の業務について、合理化が実現できる可能性のある分野があるのではないか。

⇒ その分野が明確に特定可能な場合には、一定の要件の下、監理技術者等について他の工事との兼任を認めてもよいのではないか

○ 若手技術者の技術力育成が大きな課題である中、早期に責任ある立場で現場に従事させることは効果的であると考えられるため、一定の実務経験と知識を有している若手技術者について、監理技術者の補佐など施工体制における明確な立場を与えることが効果的ではないか。

⇒ 上記のような補佐をする者が専任配置されている場合には、一定の要件の下、当該工事の監理技術者等について他の工事との兼任を認めてもよいのではないか

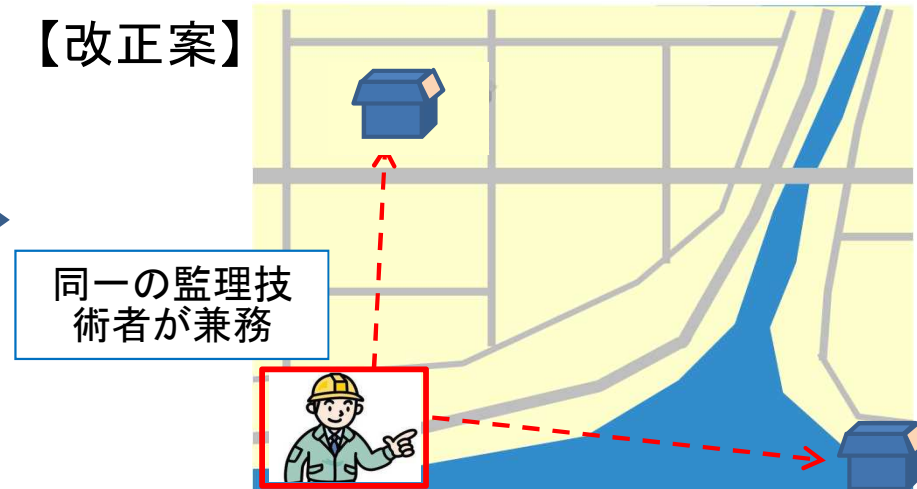
監理技術者配置要件の合理化(イメージ)

- 監理技術者の職務である「施工計画の作成」「工程管理」「品質管理」「その他の技術上の管理」「当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督」に関して明らかに支障が生じないと言える建設工事について、一定の範囲内での兼務を認める

【現状】

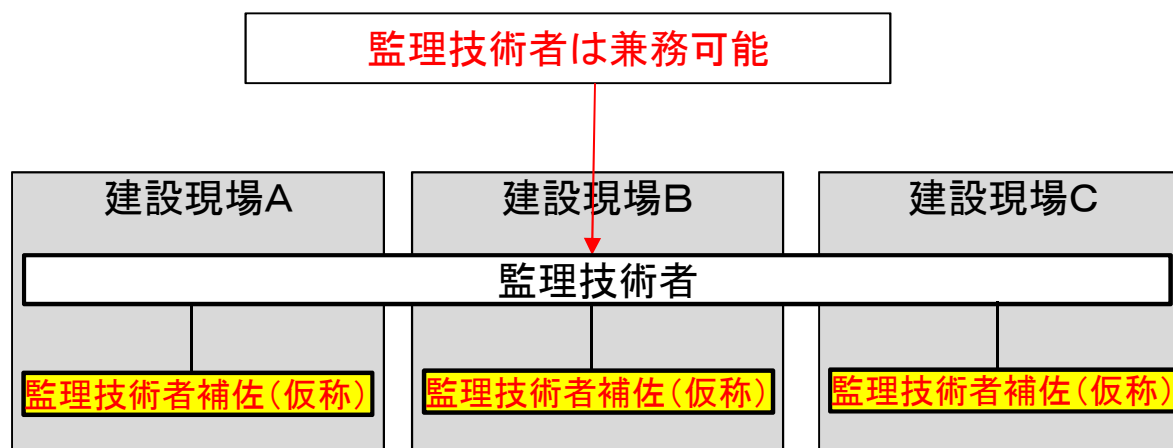


【改正案】



- 一定の実務経験と知識を有している技術者を「監理技術者補佐(仮称)」として専任で配置する場合には、監理技術者は一定範囲内の兼任を認める
- 「監理技術者補佐(仮称)」の要件は、2級技士を保有した1級技士補^(※)以上とする

監理技術者は兼務可能



(※) 技術検定は学科、実地試験をともに合格した段階で「技士」の称号が与えられているところであるが、学科試験が合格した段階で「技士補」という称号を付与することを検討